

# 愛知県公報

発行 / 愛知県 編集 / 総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

## 規 則

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則	第49号	(公園緑地課)	1
愛知県流域下水道条例第八条第三号の排水施設及び処理施設を定める規則	第50号	(下水道課)	4
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則	第51号	(道路維持課)	4

## 告 示

平成24年度愛知県一般会計補正予算等の要領	第601号	(財政課)	8
薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定	第602号	(医薬安全課)	10
愛知県流域下水道条例第3条第2項第6号の規定に基づき知事が定める措置等	第603号	(下水道課)	11
道路の供用の開始	第604号	(道路維持課)	11
道路の区域の変更	第605号	(同)	11

## 選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	第85号 (選挙管理委員会事務局)	11
-----------------------	----------------------	----

## 公 告

イントラネットセキュリティシステムに関する一般競争入札の実施	(情報企画課)	11
落札者等の公示	(同)	13
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	13
大規模小売店舗の変更の届出	(商業流通課)	14
一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建築指導課)	16
開発行為の許可に基づく工事完了	(同)	16

## 正 誤

愛知県公報第2909号ほか	16
---------------	----

## 規 則

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則を11月に公布する。  
平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第49号

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則  
(趣旨)

第一条 この規則は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成二十四年愛知県条例第五十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(園路及び広場)

第二条 条例第二条第一号二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔は、九十センチメートル以上とすること。  
二 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 条例第二条第二号ホの規則で定める基準は、次のとおりとする。  
一 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

二 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

3 条例第三条第三号ニの規則で定める基準は、次のとおりとする。  
一 手すりの端部の付近には、階段(その踊場を含む。以下同じ。)の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。  
二 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

三 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

4 条例第四条第四号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 階段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

二 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下の傾斜路は、八パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路は、高さ七十五センチメートル以内に踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

三 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び同令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせる床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

四 条例第三条から第五条までに定める基準及び第六条から第八条までに定める基準に適合する特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。

(休憩所及び管理事務所)

第三条 条例第三条第一項第一号二(同条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであることとする。

一 幅は、八十センチメートル以上とすること。

2 条例第三条第一項第二号(同条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、条例第五条第二項に定める基準及び第五条第二項から第四項までに定める基準に適合するものであること。

(駐車場)

第四条 条例第四条第一項の規則で定める数は、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数

に十分の一を乗じて得た数とし、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数とする。

## 2 条例第四条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- 二 当該駐車施設又はその付近に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設である旨の表示をすること。

(便所)

## 第五条 条例第五条第一項第二号の規則で定める小便器は、床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とする。

## 2 条例第五条第二項第一号の便房が設けられた便所に係る同条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- ロ 八に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
- ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(2)(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

## 二 車椅子使用者の円滑な利用に開閉して通過することができる構造のものであること。

## 3 条例第五条第二項第一号の便房に係る同条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- 二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- 三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

## 四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

## 五 前項第一号イ及びホ並びに第二号に掲げる基準

## 4 条例第五条第二項第二号の便所に係る同条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- 二 第二項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに前項第三号及び第四号に掲げる基準

(屋根付広場)

## 第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすること。
- ロ 八に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ニ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(野外劇場及び野外音楽堂)

## 第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、前条第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十七センチメートル以上とすることができる。
- ロ 八に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
- ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。
- ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が

- 円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、条例第五条第二項に定める基準及び第五条第二項から第四項までに定める基準に適合するものであること。
  - 二 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
    - 一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。
    - 二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
    - 三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
  - 三 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。  
（水飲場及び手洗場）
- 第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならぬ。
- 二 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。
- 附則  
この規則は、公布の日から施行する。

愛知県流域下水道条例第八条第三号の排水施設及び処理施設を定める規則をここに公布する。  
平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五十号

愛知県流域下水道条例第八条第三号の排水施設及び処理施設を定める規則

- 一 愛知県流域下水道条例（昭和五十五年愛知県条例第一号）第八条第三号の規則で定める排水施設及び処理施設は、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。
  - 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
  - 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
  - イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）第六条に規定する基準
  - ロ 大腸菌が検出されないこと
  - ハ 濁度が二度以下であること
  - 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 二 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）第四条の三第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。  
平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五十一号

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成二十四年愛知県条例第五十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 条例第三条第七項の規則で定める移動等円滑化のために必要な歩道等の構造に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
- 二 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、条例第三条第五項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。
- 三 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けること。
- 四 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、

十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。

五 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。

六 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分は、この限りでない。

七 前号の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。

八 歩道等が交差点又は横断歩道において車道等と接する部分は、車椅子使用者の通行に支障のない構造とすること。

九 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回することができる構造とすること。車両乗入れ部のうち第二号の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とすること。

（立体横断施設）

第三条 条例第四条第四項第四号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

一 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。

二 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

三 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

2 条例第五条第五項第五号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

一 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

二 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

三 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

四 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

五 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。

六 階段の高さが三メートルを超える場合は、その途中に踊場を設けること。

七 踊場の踏み幅は、直階段の場合は一・二メートル以上とし、その他の場合は当該階段の幅員の値以上とすること。

3 条例第四条第六項の規則で定める移動等円滑化された立体横断施設の構造に関する基準は、次のとおりとする。

一 エレベーターは、次に定める構造とすること。

イ 籠の内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とすること。

ロ イの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）は、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・二五メートル以上とすること。

ハ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、イの規定による基準に適合するエレベーターは九十センチメートル以上とし、ロの規定による基準に適合するエレベーターは八十センチメートル以上とすること。

ニ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、ロの規定による基準に適合するエレベーターは、この限りでない。

ホ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認することができる構造とすること。

ヘ 籠内に手すりを設けること。

ト 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

チ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

リ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

ヌ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。

フ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。

ワ 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

二 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、一メートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりや

- むを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
- 八 横断勾配は、設けないこと。
- 二 二段式の手すりを両側に設けること。
- ホ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ヘ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- ト 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。
- チ 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- リ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
- 又 傾斜路の高さが七十五センチメートルを超える場合は、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。
- 三 エスカレーターは、次に定める構造とすること。
- イ 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- ロ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- ハ 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。
- ホ くし板の端部と踏み段との色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。
- ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- ト 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、六十センチメートル以上とすることができる。
- （自動車駐車場）
- 第四条 条例第五条第一項の規則で定める数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に十分の一を乗じて得た数とし、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数とする。
- 2 条例第五条第四項の規則で定める移動等円滑化のために必要な自動車駐車場の構造に関する基準は、次のとおりとする。
- 一 障害者用駐車施設は、次に定める構造とすること。
- イ 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- ロ 有効幅は、三・五メートル以上とすること。
- ハ 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 二 障害者が円滑に利用することができる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）は、次に定める構造とすること。
- イ 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降することができる構造とすること。
- ハ 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 三 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
- イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口は自動的に開閉する構造とし、その他の出入口は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- 四 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、二メートル以上とすること。
- ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- ハ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- 五 条例第五条第三項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前号に規定する出入口に近接して設けること。
- 六 前号のエレベーターは、前条第三項第一号に定める構造とすること。
- 七 条例第五条第三項のエレベーター（第五号のエレベーターを除く。）は、前条第三項第一号イからニまでに定める構造とすること。
- 八 条例第五条第三項ただし書の傾斜路は、前条第三項第二号に定める構造とすること。
- 九 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、条例第四条第五項第一号から第四

- 号までに定める構造及び前条第二項に定める構造とすること。
- 十 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第四号に規定する通路には、屋根を設けること。
- 十一 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とすること。
- イ 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- ハ 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を出入口の付近に設けること。
- ニ 八の規定により設けられる小便器には、周囲に手すりを設けること。
- 十二 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 十三 前号イの便房を設ける便所は、次に定める構造とすること。
- イ 第四号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同号イから八までに定める構造とすること。
- ロ 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。
- ハ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
- ニ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- ホ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
- 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。
- (2)(1) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。
- ヘ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- 十四 第十二号イの便房は、次に定める構造とすること。
- イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- ハ 腰掛便座及び手すりを設けること。
- ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
- ホ 前号ロ、水及びへに定める構造
- 十五 第十二号ロの便所は、次に定める構造とすること。
- イ 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- ロ 第十三号イから八まで、水及びへ並びに前号ハ及びニに定める構造
- (案内標識)
- 第五条 条例第六条の規則で定める案内標識は、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備が設けられた案内標識とする。
- (視覚障害者誘導用ブロック)
- 第六条 条例第七条の規則で定める視覚障害者誘導用ブロックは、次に掲げる基準に適合する視覚障害者誘導用ブロックとする。
- 一 黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別することができる色のものであること。
- 二 視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備が設けられたものであること。
- (乗合自動車停留所)
- 第七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。
- 2 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (路面電車停留場等)
- 第八条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。
- 一 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものは二メートル以上とし、片側を使用するものは一・五メートル以上とすること。
- 二 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- 三 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- 四 横断勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得

- 得ない場合は、この限りでない。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 六 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- 七 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。
  - 一 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
  - 二 横断勾配は、設けないこと。
- 3 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

(休憩施設)

第九条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(照明施設)

第十条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(防雪施設)

第十一条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、第二条第六号及び第七号の規定による基準によらないことができる。
- 3 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、第二条第十号の規定の適用については、当分の間、同号中「一メートル」とあるのは、「一メートル」とする。

告 示

愛知県告示第601号

平成24年9月定例県議会において議決を経た平成24年度愛知県一般会計補正予算（第3号）等の要領は、次のとおりである。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

1 歳入歳出予算の補正

平成24年度愛知県一般会計補正予算（第3号）

（ 印は減を示す ）

歳入 款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
7	分担金及び負担金	13,513,901	56,250	13,570,151
	2 負 担 金	12,950,382	56,250	13,006,632
9	国庫支出金	187,918,530	9,065,150	196,983,680
	1 国庫負担金	112,081,411	357,158	112,438,569
	2 国庫補助金	71,263,967	8,707,992	79,971,959
10	財産収入	6,890,955	44,916	6,846,039
	1 財産運用収入	2,176,510	44,916	2,131,594
12	繰 入 金	213,890,697	1,094,570	214,985,267
	2 基金繰入金	212,905,874	1,094,570	214,000,444
13	繰 越 金	466,747	710,441	1,177,188
	1 繰 越 金	466,747	710,441	1,177,188
15	県 債	374,626,166	9,642,000	384,268,166
	1 県 債	374,626,166	9,642,000	384,268,166
歳 入	合 計	2,255,140,261	20,523,495	2,275,663,756
歳 出	項	補正前の額	補 正 額	計

		千円	千円	千円
2	総務費	74,093,506	94,284	74,187,790
	2 総務管理費	34,851,642	94,284	34,945,926
5	環境費	6,949,966	55,824	7,005,790
	1 環境対策費	6,752,934	55,824	6,808,758
6	健康福祉費	359,286,937	425,917	359,712,854
	4 高齢福祉費	142,306,764	419,443	142,726,207
	5 障害福祉費	52,469,461	2,494	52,471,955
	8 医薬費	9,597,856	3,980	9,601,836
7	産業労働費	228,457,581	588,544	229,046,125
	4 労政費	7,801,316	588,544	8,389,860
8	農林水産費	65,100,614	577,406	65,678,020
	1 農業総務費	12,027,095	443,239	12,470,334
	5 林業費	11,791,033	134,167	11,925,200
9	建設費	168,066,319	18,790,377	186,856,696
	1 建設管理費	6,787,180	354,623	6,432,557
	2 道路橋りょう費	70,600,906	11,719,000	82,319,906
	3 河川海岸費	28,746,547	5,797,000	34,543,547
	4 砂防費	5,087,621	127,000	5,214,621
	5 港湾費	9,476,158	509,000	9,985,158
	6 漁港費	1,250,503	176,000	1,426,503
	7 都市計画費	27,924,081	817,000	28,741,081
10	警察費	156,824,988	115,371	156,940,359
	2 警察活動費	13,348,750	115,371	13,464,121
11	教育費	567,821,502	124,228	567,945,730
	4 高等学校費	94,474,409	124,228	94,600,637
	歳出合計	2,255,140,261	20,523,495	2,275,663,756

平成24年度愛知県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

歳入	項	補正前の額	補正額	計
款		千円	千円	千円
6	県債	516,000	210,000	726,000
	1 県債	516,000	210,000	726,000
	歳入合計	1,991,502	210,000	2,201,502

歳出	項	補正前の額	補正額	計
款		千円	千円	千円
1	港湾整備事業費	1,991,502	210,000	2,201,502
	1 港湾整備事業費	1,084,703	210,000	1,294,703
	歳出合計	1,991,502	210,000	2,201,502

2 債務負担行為の補正

平成24年度愛知県一般会計補正予算（第3号）

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
西庁舎受変電設備整備工事			平成25年度から平成26年度まで	430,506千円
療育医療総合センター（仮称）実施設計			平成25年度	57,419千円
道路改良事業一般国道301号用地取得及び物件移転補償契約			平成25年度から平成26年度まで	744,000千円
橋りょう整備事業一般国道419号高浜立体上部工事			平成25年度から平成27年度まで	1,500,000千円
橋りょう整備事業県道羽島稲沢線新濃尾大橋建設工事			平成25年度	350,000千円
大規模河川管理施設機能確保事業日光川水閘門改築工事			平成25年度	840,000千円
総合技術高等学校造成工事			平成25年度	377,575千円

## 3 県債の補正

## 平成24年度愛知県一般会計補正予算（第3号）

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
庁舎設備整備費	千円 3,000	千円 36,000	千円 39,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	9.0以内	% 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。
小規模治山施設費	500,000	80,000	580,000			
道路整備交付金事業費	13,868,000	4,174,000	18,042,000			
道路整備事業費	8,246,000	1,530,000	9,776,000			
河川整備交付金事業費	4,529,000	2,001,000	6,530,000			
床上浸水対策特別緊急事業費	1,587,000	122,000	1,709,000			
河川整備事業費	1,341,000	450,000	1,791,000			
海岸整備交付金事業費	1,184,000	519,000	1,703,000			
砂防整備交付金事業費	1,444,000	54,000	1,498,000			
港湾整備交付金事業費	1,047,000	216,000	1,263,000			
廃棄物処理施設整備費	103,000	34,000	137,000			
漁港整備交付金事業費	461,000	75,000	536,000			
街路整備交付金事業費	4,095,000	351,000	4,446,000			
合 計	374,626,166	9,642,000	384,268,166			

## 平成24年度愛知県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
特定港湾施設整備費	千円 516,000	千円 210,000	千円 726,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	% 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。
合 計	516,000	210,000	726,000			

## 愛知県告示第602号

薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年愛知県条例第51号）第2条第7号の規定に基づき、知事指定薬物を次のように指定する。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

## 知事指定薬物

- 1 1 - (4 - メチルフェニル) - 2 - (ピロリジン - 1 - イル) プロパン - 1 - オン（通称名デスエチルピロバレロン）及びその塩類
- 2 2 - (メチルアミノ) - 1 - フェニルブタン - 1 - オン（通称名ブフェドロン）及びその塩類
- 3 1 - (3,4 - メチレンジオキシフェニル) - 2 - (ピロリジン - 1 - イル) ブタン - 1 - オン（通称名MDPP）及びその塩類
- 4 2 - (ベンジルアミノ) - 1 - (3,4 - メチレンジオキシフェニル) プロパン - 1 - オン（通称名BMDP）及びその塩類
- 5 (2 - メトキシフェニル)(1 - ペンチル - 1H - インドール - 3 - イル) メタノン（通称名RCS - 4 オルト異性体）及びその塩類
- 6 1 から 5 までに掲げる物のいずれかを含有する物

## 愛知県告示第603号

愛知県流域下水道条例（昭和55年愛知県条例第1号。以下「条例」という。）第3条第2項第6号、第8条第5号、第9条第1号及び第10条第2号の規定に基づき、知事が定める措置及び数値を次のように定める。  
平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 条例第3条第2項第6号の知事が定める措置は、下水道法施行令第13条第6号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を定める件（平成24年<sup>国土交通省</sup><sub>環境省</sub>告示第1号）に定める措置とする。
- 2 条例第8条第5号の知事が定める措置は、下水道法施行令第5条の4第5号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成17年国土交通省告示第1291号）第3条に定める措置とする。
- 3 条例第9条第1号の知事が定める数値は、平成16年国土交通省告示第262号により国土交通大臣が定める数値とする。
- 4 条例第10条第2号の知事が定める措置は、下水道法施行令第5条の10第2号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成24年国土交通省告示第186号）に定める措置とする。

## 愛知県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	23号	豊橋市前芝町字西塩47番1地先から豊川市為当町六反田83番1地先まで	平成24年10月17日 午後4時

## 愛知県告示第605号

国土交通省中部地方整備局長は、道路法（昭和27年法律第180号）第27条第1項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第4条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更した。  
その関係図面は、公示の日から1箇月間国土交通省中部地方整備局及び愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	旧新別	敷地の幅員	延長
一般国道	23号	豊橋市前芝町字宇塚10番1から額田郡幸田町大字須美字牛ノ松4番1まで	旧	A 6.5~40.0	23.555
				B 21.0~80.0	4.419
				C 21.5~194.5	13.637
			新	A 6.5~40.0	23.555
D 10.9~194.5	24.680				

備考 A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 選挙管理委員会告示

## 愛知県選挙管理委員会告示第85号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条で準用する場合を含む。）の規定に基づき、施設の長が不在者投票管理者となる施設として、平成24年10月9日次のように指定をした。  
平成24年10月16日

愛知県選挙管理委員会委員長 安藤 公爾

名 称  
富田病院  
エトワール下田橋

所 在 地  
岡崎市本宿町字南中町32番地  
あま市七宝町下田五之坪1111番地

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372

号)の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

## 1 調達内容

- (1) 賃借案件の名称及び数量  
イントラネットセキュリティシステム 一式
- (2) 賃借案件の仕様等  
「入札説明書」で示す仕様等とします。なお、賃借には、当該機器の保守等を含みます。
- (3) 賃借期間  
平成25年3月1日(金)から平成30年2月28日(水)まで  
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 納入場所  
「入札説明書」で示す場所とします。
- (5) 入札方法  
ア この入札は、あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)が必要です。  
電子入札システムにより難しい場合は、事前に県の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。  
イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。  
アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000017537.html>  
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿(平成24年4月～平成26年3月)に登録されている者であること。
- (4) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県出納事務局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

## 3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法  
平成24年10月17日(水)から平成24年10月22日(月)までの電子入札システムの稼働時間内に、同システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。  
アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>  
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。  
また、平成24年10月17日から平成24年10月22日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間、(4)の場所において紙による交付も随時行います。
- (2) 入札期間  
平成24年11月26日(月)午前9時から平成24年11月27日(火)正午まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)
- (3) 開札の日時及び場所  
平成24年11月27日(火) 午後1時  
愛知県地域振興部情報企画課
- (4) 問合せ先  
愛知県地域振興部情報企画課ネットワーク管理グループ  
名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)  
電話(052)954-6115

## 4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効  
財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 競争入札参加者に要求される事項  
入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を平成24年10月23日（火）午前9時から平成24年11月1日（木）午後5時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3<sup>(1)</sup>のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。  
提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。
- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書によります。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be leased : Intranet Security System, 1 set
- (2) Bidding period : 9 : 00 a.m., November 26, 2012 - Noon, November 27, 2012
- (3) Contact point for the notice : Information Planning Division, Department of Regional Development and International Affairs, Aichi Prefectural Government  
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan  
Tel. 052-954-6115

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定により、次のように落札者等について公示します。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

[ 契約担当部局の名称及び所在地 ]

愛知県地域振興部情報企画課 名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2

[ 掲載順序 ]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続
- ⑥入札公告を行った日
- ①ネットワークパソコン及び関連機器 一式（借入れ） ②平成24年8月7日 ③東京都港区浜松町2 - 4 - 1 東京センチュリーリース株式会社 ④408,159,990円 ⑤一般競争入札 ⑥平成24年6月26日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から2月間愛知県民生活部社会活動推進課（愛知県女性総合センター）において縦覧に供する。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

## 1(1) 申請のあった年月日

平成24年9月27日

## (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人ぎふITクリエイターズ

イ 代表者の氏名

細野 裕之

ウ 主たる事務所の所在地

変更前 岐阜県揖斐郡池田町

変更後 一宮市

工 定款に記載された目的

この法人は、地域一般住民及び諸団体・法人に対し、情報リテラシーの向上および情報化対策に関する事業を行い、地域のIT化の向上及び発展に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日

平成24年9月21日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人ナップの森

イ 代表者の氏名

木上 祥子

ウ 主たる事務所の所在地

春日井市押沢台4丁目5番地19

工 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者とその家族・関係者、及び地域社会に対して、障害を持つ人たちとその家族・関係者の支援や、障害があっても一人の人間としてあたりまえの生活ができるような地域生活の場の提供に関する事業を行い、障害児・者のよりよい成長、幸福な人生の創造に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日

平成24年9月24日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人ワーカーズかすがい

イ 代表者の氏名

森長 節子

ウ 主たる事務所の所在地

春日井市岩成台十丁目2番地の10

工 定款に記載された目的

この法人は、年をとっても、生活に障害を抱えていても住み慣れた我が家や地域で人間らしく暮らし続けたいという願いを実現するために、福祉サービスの事業を行い、福祉の増進と地域社会の発展に寄与し、社会全体の利益に貢献することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日

平成24年9月24日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人子ども健康フォーラム

イ 代表者の氏名

長嶋 正實

ウ 主たる事務所の所在地

みよし市三好丘あおば二丁目8番地5 コンセール三好ヶ丘706号(篠原方)

工 定款に記載された目的

この法人は、子どもに対して、子どもの健康が医療、保健、福祉、教育、遊び、空間、自然と文化といった多種多様な環境から成り立っているという視点に立ち、家族、地域、社会のありかたに関する事業を行い、子どもの健康に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ中部株式会社

三重県松阪市大口町185番地の1

代表取締役 正木 雄三

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ春日井坂下店

春日井市上野町字裏田175-3ほか34筆

3 大規模小売店舗の変更の日

平成24年10月19日

4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)マックスバリュ春日井店 春日井市上野町字裏田175 - 3 ほか34筆	マックスバリュ春日井坂下店 春日井市上野町字裏田175 - 3 ほか34筆

5 大規模小売店舗の変更の理由

大規模小売店舗の名称の変更のため。

6 届出の日

平成24年10月1日

7 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2）

8 届出等の縦覧の期間及び時間

平成24年10月16日（火）から平成25年2月18日（月）まで（日曜日、土曜日、平成24年12月29日、平成25年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年2月18日（月）

愛知県産業労働部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ中部株式会社  
三重県松阪市大口町185番地の1  
代表取締役 正木 雄三

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ春日井坂下店  
春日井市上野町字裏田175 - 3 ほか34筆

3 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
施設の配置に関する事項	駐輪場	位置 縦覧による	縦覧による
		収容台数 67台	変更前に同じ
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前9時（年間100日午前8時）	午前7時
	小売業を行う者の閉店時刻	午前0時	変更前に同じ
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分（年間100日午前7時30分）から午前0時30分（一部午後10時）まで	午前6時30分から午前0時30分（一部午後10時）まで
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時（一部午前8時30分（年間100日午前7時30分））まで	午前6時から午後10時（一部午前6時30分）まで

5 大規模小売店舗の変更の理由

顧客の利便性向上のため。

6 届出の日

平成24年10月1日

7 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2）

8 届出等の縦覧の期間及び時間

平成24年10月16日（火）から平成25年2月18日（月）まで（日曜日、土曜日、平成24年12月31日、平成25年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年2月18日(月)  
愛知県産業労働部商業流通課

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、次のように公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をした。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

認定番号	認定年月日	認定に係る公告認定対象区域		
		認定番号	認定年月日	対象区域
24尾建103-2	平成24.9.11	23尾建103-3	平成23.11.2	長久手市岩作三ヶ峯1-14、1-103、1-114、1-189、1-192及び1-193、前熊一ノ井1-22、1-23、1-24、1-25、1-32、1-33、1-98、1-99、1-100、1-103、1-105、1-710、1-882、1-883、38-5及び38-7、岩作長鶴40及び44-1並びに前熊寺田77、77-1及び79

次の都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称	開発区域の面積	検査済証交付年月日
24知建59-25	平成24.8.2	ミニストップ株式会社 代表取締役 阿部 信行	東京都千代田区神田錦町一丁目1	知多市日長東田2-30-1	499.41 <sup>m</sup>	平成24.10.3
23尾建96-153	23.9.27	木全きよ子	弥富市平島東1-116	弥富市平島東1-124-1	1,250.85 <sup>m</sup>	24.10.4
24東建61-3	24.7.6	株式会社間 代表取締役 金田 守正	豊橋市中松山町84	田原市浦町深堀48及び48-1	805.06 <sup>m</sup>	24.10.5

次の都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

平成24年10月16日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	工区	工区に含まれる地域の名称	工区の面積	検査済証交付年月日
24尾建96-122	平成24.9.28	株式会社七番組 代表取締役 沢田 紳藏	半田市成岩東町77	第1工区	長久手市岩作三ヶ峯2-222ほか160筆	43,216.90 <sup>m</sup>	平成24.10.2

## 正 誤

平成24年8月31日第2909号愛知県告示第534号及び愛知県告示第536号中「万燈山」は「万灯山」の誤り。

平成24年9月14日第2913号愛知県告示第555号中「字ノコゴウ」は「字ノコヅウ」の誤り。